

宮城県スクールカウンセラー活用事業実施要領

宮城県教育委員会

1 目 的

宮城県教育委員会（以下「県教委」という。）は、児童生徒に対する心理面における専門的指導の重要性を考慮して、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを市町村教育委員会に派遣し、カウンセリング等によって児童生徒の心のケアや問題行動等の未然防止に資する。

2 事業の実施方法

(1) スクールカウンセラーの派遣

県教委は市町村教育委員会からの派遣要請に基づき、審査の上、市町村教育委員会にスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を派遣する。

(2) 派遣の手続

派遣の手続については、教育長が別に定める。

(3) スクールカウンセラーの選考

イ スクールカウンセラーは、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する者から県教委が選考する。

（イ） 公認心理師

（ロ） 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

（ハ） 精神科医

（ニ） 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）又は助教の職にある者又はあった者

（ホ） （イ）、（ロ）又は、（ハ）の資格試験等に合格し、登録手続き中の者

ロ スクールカウンセラーに準ずる者は、次のいずれかに該当する者から県教委が選考する。

（イ） 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者。

（ロ） 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者。

(4) 身分

イ スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者（以下単に「スクールカウンセラー」という。）は、会計年度任用職員として県教委が任用するものとし、任用期間は1会計年度内で定めるものとする。ただし、再任を妨げない。

ロ 県教委と市町村教育委員会の身分を併せ持つものとする。

(5) スクールカウンセラーの勤務

イ スクールカウンセラーは、原則として月曜日から金曜日までの中で、週当たり4時間から7時間45分までの範囲内で、年間30週程度勤務する。ただし、県教委が必要と認める場合は、スクールカウンセラーの週当たりの配置時間を7時間45分以上29時間以内とすることができる。

ロ 相談日及び時間については、スクールカウンセラーと配置先（市町村教育委員会が配置を決定した学校又はケアハウス等をいう。以下同じ。）が協議の上、決定する。

ハ スクールカウンセラーは、勤務を要する時間において、配置先での職務に専念するものとする。

(6) スクールカウンセラーの職務

スクールカウンセラーは、配置先の校長又はケアハウスの代表者の指揮監督の下に、おおむね以下の職務を行う。

イ 児童生徒へのカウンセリング

ロ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助

ハ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供

ニ その他、児童生徒のカウンセリング等に関し配置先において必要と認められる事項

(7) 服務

イ スクールカウンセラーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も同様とする。

ロ イに定めるもののほか、スクールカウンセラーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める服務に関する規定を遵守しなければならない。

(8) 相談件数の報告

イ 配置先は、別紙様式により毎月の相談件数等を市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会は配置校の報告書等を取りまとめの上、所管の教育事務所に提出する。

ロ 各教育事務所は各市町村教育委員会の相談状況報告書を取りまとめ、義務教育課に報告する。

(9) 報酬等

イ スクールカウンセラーに支給する報酬は、次のとおりとする。

(イ) (3)イに定めるスクールカウンセラー 時間単価5,000円（1日当たり30分を越える端数は、1時間とする。）

(ロ) (3)ロに定めるスクールカウンセラーに準ずる者 時間単価2,500円

(ハ) 初めて採用された者は、採用年度を試用期間とし、1年間に限り、イに該当する者にあつては、時間単価4,000円、ロに該当する者にあつては、時間単価2,000円とする。

ロ イに定めるもののほか、スクールカウンセラーの報酬等の支給については、別に定める。

(10) 関係機関との連携

この事業を実施するに当たっては、県教委は関係機関と密接な連携を保ちながら行うものとする。

3 経費の負担

(1) 県教委が負担する経費

イ スクールカウンセラーに支給する報酬及び各種手当

ロ スクールカウンセラーに支給する交通費

ハ スクールカウンセラーの任用に係る保険料

ニ 連絡協議会開催に要する講師謝金、通信運搬費、消耗品費、旅費（市町村担当者の旅費は除く）

(2) 当該市町村教育委員会が負担する経費

印刷製本費、通信費、図書費、消耗品費、その他本業務の維持管理に係る経費等

附 則

この要領は、平成13年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月 1日から施行する。